

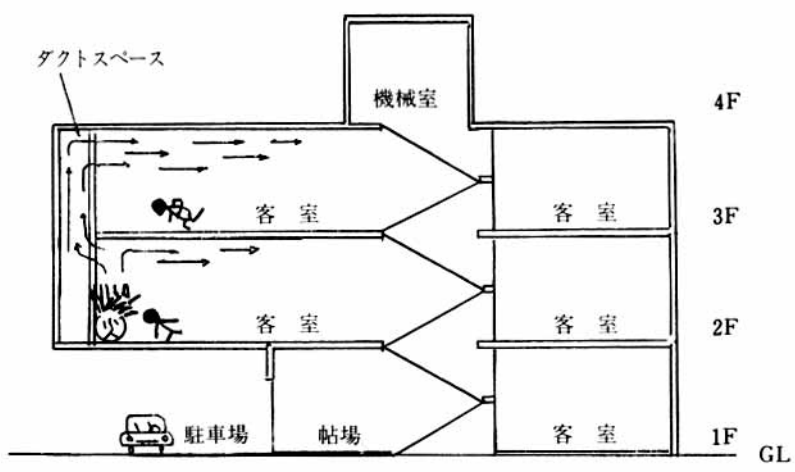
名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造 ・ 階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼 損 面 積 延 面 積)	死 傷 者
ホテル 「青い城」 東京都葛飾区新 小岩 2～3～10	ホテル (5)イ	昭和51年 8月31日	耐火 %	全・半・部・小	死者 2名
		出火 4時45分ころ 覚知 4時54分 覚知別 報知電話 鎮火 7時12分	建 239m ² 延 737m ²	72m ² (10%)	傷者 7名 (0)

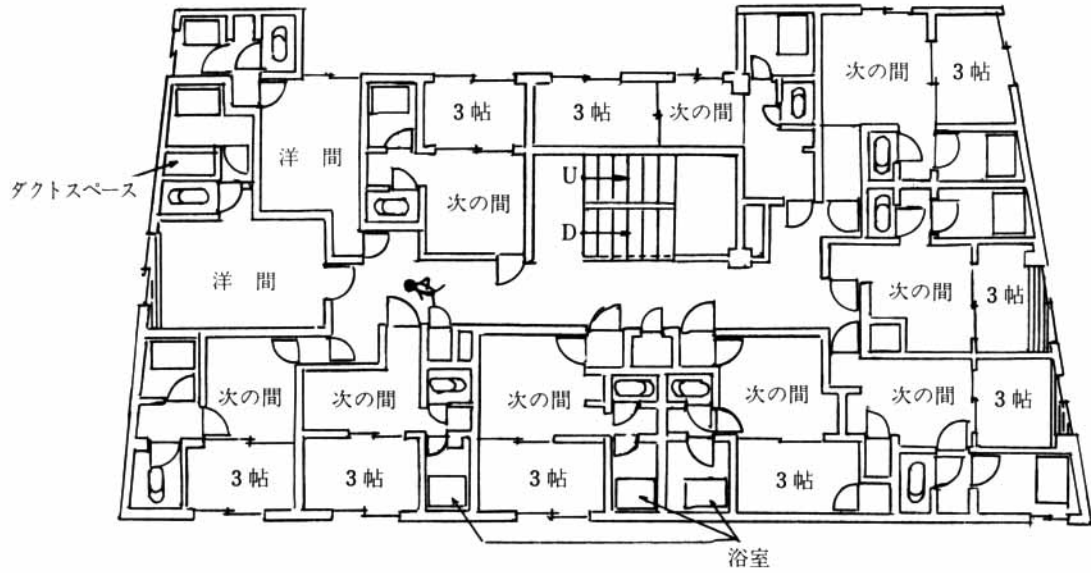
I 火災概要							
① 概 要	葛飾区のラブホテル「青い城」2階客室から未明に出火し、1階～3階の泊り客35名のうち6名と従業員1名の計7名が負傷し、2名の死者が出るという火災が発生した。この火災は、ダクトスペースと内壁の不備な箇所が煙の伝播と延焼経路となった。これとあわせて自動火災報知設備の感知器配線の断線と、さらには客に対する火災発生報知の遅れ等が原因で泊り客の多くが避難する時期を失するという直接人命にかかわる問題があった火災である。						
② 階 別 状 況	階	床面積 m ²	焼損床面積 m ²	用途(売場)	在館者	死 者	避難設備等 消防用設備等
	4	52.4		ボイラー室			③ 消 自 誘
	3	239.4	24.0	客 室	17	1 (特別救助隊により 救助病院搬送後死亡)	
	②	239.4	48.0	客 室	16	1	
	1	205.2		フ ロ ン ト 客 室 ・ 住 宅	6		
	合計	736.4	72.0		39	2	
③ 出 火 場 所	(階、室、部位、可燃物状況、居室・非居室、在・不在) 2階宿泊室「あすなろ」の部屋から出火				④ 出 火 原 因	不 明 たばこの吸いながらベッドの布団に落下して着火、無炎燃焼による煙焼状態を経て発火したと思われるが、断定するまでの証拠資料が得られなかった。	

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等		
	<p>2階「あすなろ」の部屋で何らかの火源により寝具等に着火し、長時間燻焼した後燃え上がり、天井が石膏ボードのため燃え抜けず、室内で不完全燃焼を続けていたが、従業員がドアを開放したため急激に燃え上り、出火室天井を焼きして天井裏へ燃え広がるとともに、出火室ドアから噴出した火炎は廊下及び各室の天井裏へ延焼し、ダクトスペースの埋め戻し不良箇所から3階へ延焼拡大した。</p>	
<p>○ 延焼拡大した主な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発見が遅れたうえ、初期消火がまったく行われなかった。 ○ ダクトスペース、スラブに埋戻し不完全箇所があり、間仕切壁にも一部不完全箇所があったため延焼経路となった。 ○ 煙の伝播経路 「あすなろ」の天井の一部が焼け抜け、天井裏へ流れた煙は、2、3階の間仕切壁が不完全だったため、天井と3階スラブの間に流入してダクトスペース内に流れこみ、さらに排気ダクトの貫通している3階スラブの埋戻し不完全箇所から3階廊下へ急速に拡散した。また、廊下へ噴き出した煙は屋内階段を上昇し、3、4階へ急激に充満した。 		
II 火災建物概要		
① 建 築	着工・竣工又は主たる改築等 (確認) 昭和43年9月20日 () 昭和 年 月 日	
管 理 状 況	② 堅 穴 の 状 況	③ 防 火 管 理 状 況
	階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> パイプシャフト <input type="checkbox"/> エスカレーター <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> ○ 階段区画は、政令施行前の建築であったため、区画されていなかった。 ○ ダクトスペースのスラブ貫通箇所等が完全に埋戻しされていなかった。	○ 防火管理者未選任 ○ 消防計画未提出 ○ 消防訓練等未実施 ○ カーテン等の防災処理を施すよう指導されていたが、実施していなかった。
管 理 状 況	④ 防 火 区 画 等	⑤ 消 防 用 設 備 等
	○ 間仕切壁は完全に施工されていなかった。 ○ 3階ダクトスペースの周辺にスラブの欠損箇所(76cm×52cm)があった。	○ 自動火災報知設備の断線箇所を指摘されながら放置していた。 ○ 避難器具を2、3階部分に設置するよう指導されていた。 ○ 設置されていた避難梯子も4階ボイラー室の段ボールの中に放置されていた。

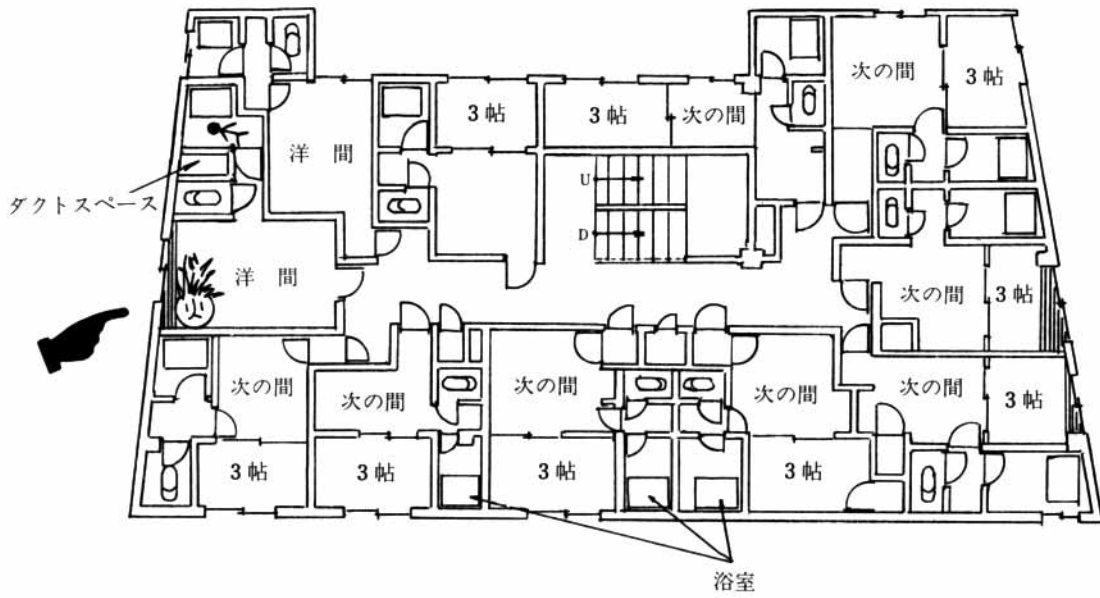
III 火災後の行動		
① 発 見 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発見者 (女性従業員) ○ 発見の動機 (インターホンのブザー音) ○ 発見後の行動 (合鍵を持って部屋へ確認に行く) 	
	<p>女性従業員 I (35才) と J (35才) の 2 名がフロントにいたとき、インターホンのブザーが鳴り、2 階「あすなろ」の表示が出たが、応答がないので同僚の I に「変だから見て来てくれ」と頼んだ I が合鍵を持ってフロントを出ると同時に自動火災報知機のベルが鳴りだしたので急いで階段を駆け上がり「あすなろ」のドアを開けたとたん室内から噴き出した熱気に顔面、頭部をあおられ、第一度火傷を負った。しかし I は、1～2 部屋のドアをたたいて火事を知らせながらフロントに戻ってきている。</p>	
② 通 報 状 況	<p>通 報 した <input checked="" type="checkbox"/> (女性従業員) 出火後約(9)分 しない <input type="checkbox"/></p>	
	<p>「あすなろ」の部屋へ確認にいった戻って来た発見者 I はフロントの電話で「青い城」が火事だと通報した。</p>	
③ 初 期 消 火 状 況	<p>消 火 した</p> <p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消火時期 <input type="checkbox"/> ○ 消火困難性 <input type="checkbox"/> ○ 消火方法 <input type="checkbox"/> 	<p>(理由又は状況)</p> <p>火災を確認に行き、フロントに戻って来た女子従業員 I は、通報した後、フロントにいた従業員の J とともに再び 2 階に上がったが、すでに廊下には煙が充満し、3 階は階段室まで行くのがやっとの状態であったため初期消火できなかった。また、防災意識の低さからとっさに初期消火行動に移る心構え等もできていなかったものと思われる。</p>
	<p>消 火 しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消火時期 <input checked="" type="checkbox"/> ○ 消火困難性 <input checked="" type="checkbox"/> ○ 消火方法 <input type="checkbox"/> ○ その他 <input type="checkbox"/> 	
④ 消 火 活 動 概 要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <p>階段が屋内階段 1 箇所であり、中廊下に面している等の理由から、2 階で発生した火災は、この中廊下に濃煙熱気がこもり屋内からの進入防ぎを困難にした。</p>	

	避難方法	避難上支障事項		
⑤ 避難 状況	<ul style="list-style-type: none"> ○階段を利用 <input checked="" type="checkbox"/> (11人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input checked="" type="checkbox"/> (15人) ○救助 <input checked="" type="checkbox"/> (4人) ○その他(シーツを使う、雨樋伝いに) <input checked="" type="checkbox"/> (2人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無窓 <input checked="" type="checkbox"/> (目隠し用のレザー張り) ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> 		
⑥ 死者 の 状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 健康人 2名 (泥酔者 1名) 要保護者 1名 乳幼児 1名 高齢者 1名 身体不自由者 1名 病人 1名 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 避難上支障となった事項 <ul style="list-style-type: none"> ○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>	健康人 2名 (泥酔者 1名) 要保護者 1名 乳幼児 1名 高齢者 1名 身体不自由者 1名 病人 1名	避難上支障となった事項 <ul style="list-style-type: none"> ○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> 	<ul style="list-style-type: none"> ○2階の宿泊客(16名)は従業員がドアを叩いて火事を知らせたため、大部分の11名が廊下から避難したが、その他は、窓から飛び降りた者2名、窓からシーツに伝わって降りた者1名、窓から転落した者1名であった。 ○3階の客は従業員が階段で火事だと叫んで知らせただけだったので、気付くのが遅れ、階段廊下に煙が充満し避難ができず、窓から飛び降りたり(12名)、雨樋に伝わって地上へ避難した者(1名)の他4名は消防隊により救助されている。 ○1階の客と従業員は玄関から避難している。
健康人 2名 (泥酔者 1名) 要保護者 1名 乳幼児 1名 高齢者 1名 身体不自由者 1名 病人 1名	避難上支障となった事項 <ul style="list-style-type: none"> ○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> 			
IV 問題点・教訓等				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 査察で防火管理者の未選任を指摘され選任して届出したが、その後、退職してしまい出火時は未選任のままで消防計画も作成せず、消防訓練等も行っていなかった。 2. 従業員の防火意識が低く、出火前、異臭を感じていながらその確認を怠り、見過してしまう結果となり、通報も避難誘導も適切に行うことができなかった。 3. 自動火災報知設備の保守点検業者から断線箇所の修理を指摘されたにもかかわらず、これを放置した。 4. ベルが鳴動したが過去に誤作動があったという理由からベルを停止してしまい、火災を確認してから停止したベルを復旧させたため、宿泊客全員に火災報知のベルが徹底しなかった。 5. 内階段が1箇所しかなく、これが煙の伝走経路となった。 				





3 階



2 階